

鹿島市訓令甲第6号

鹿島市建設工事最低制限価格制度取扱要領の一部を改正する要領

鹿島市建設工事最低制限価格制度取扱要領（平成28年訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前					
<p>(最低制限価格の算定方法等)</p> <p>第3条 最低制限価格は、<u>予定価格に10分の9.2を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とし、その算定に係る参考調書は、別に定める「最低制限価格の算定に係る参考調書」によるものとする。</p> <p>(最低制限価格の周知)</p> <p>第5条 規則第118条の2第3項において準用する第118条第2項の規定による公表は、入札通知等と同時に<u>財政課</u>において閲覧に供することにより行うものとする。</p>	<p>(最低制限価格の算定方法等)</p> <p>第3条 最低制限価格は、<u>別表に定めるところにより、算定して得た額とする</u></p> <p>—。</p> <p>(最低制限価格の周知)</p> <p>第5条 規則第118条の2第3項において準用する第118条第2項の規定による公表は、入札通知等と同時に<u>企画財政課</u>において閲覧に供することにより行うものとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1131 742 2027 1391"> <tr> <td data-bbox="1131 742 1523 853"> <p>1 <u>建設工事の入札のうち予定価格5,000万円未満における最低制限価格の算定</u></p> </td> <td data-bbox="1523 742 2027 853"> <p><u>予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 853 1523 1391"> <p>2 <u>建設工事の入札のうち予定価格5,000万円以上における最低制限価格の算定</u></p> </td> <td data-bbox="1523 853 2027 1391"> <p><u>予定価格算定の基礎となった、次の各号に定める額の合算額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。</p> <p>ただし、その額が予定価格の10分の9を超える場合は<u>予定価格に10分の9を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とし、<u>予定価格の10分の7に満たない場合には予定価格に10分の7を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)</u>とする。</p> <p>(1) <u>直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額</u></p> </td> </tr> </table>		<p>1 <u>建設工事の入札のうち予定価格5,000万円未満における最低制限価格の算定</u></p>	<p><u>予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u></p>	<p>2 <u>建設工事の入札のうち予定価格5,000万円以上における最低制限価格の算定</u></p>	<p><u>予定価格算定の基礎となった、次の各号に定める額の合算額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。</p> <p>ただし、その額が予定価格の10分の9を超える場合は<u>予定価格に10分の9を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とし、<u>予定価格の10分の7に満たない場合には予定価格に10分の7を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)</u>とする。</p> <p>(1) <u>直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額</u></p>
<p>1 <u>建設工事の入札のうち予定価格5,000万円未満における最低制限価格の算定</u></p>	<p><u>予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u></p>					
<p>2 <u>建設工事の入札のうち予定価格5,000万円以上における最低制限価格の算定</u></p>	<p><u>予定価格算定の基礎となった、次の各号に定める額の合算額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。</p> <p>ただし、その額が予定価格の10分の9を超える場合は<u>予定価格に10分の9を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とし、<u>予定価格の10分の7に満たない場合には予定価格に10分の7を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)</u>とする。</p> <p>(1) <u>直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額</u></p>					

- | | | |
|--|--|------------------------------------|
| | | (2) <u>共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</u> |
| | | (3) <u>現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額</u> |
| | | (4) <u>一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額</u> |

別に定める「最低制限価格の算定に係る参考調書」により算定するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。